

2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

ア 施設の利用者の個人情報を保護するための対策について

当司障害者地域活動センターのコンプライアンスは、規定、定款等による法人内部の規律の遵守を中心に、法人の社会的責任及び業務上のリスクマネージメントにより成り立っています。関係法令、法人の定めた諸規定はもとより、法人の理念や社会的ルールに則った最善の行動のあり方を組織的に認識し、全ての法人職員がコンプライアンスに基づいた取り組みを推進します。

- ・職員採用時、個人情報保護に関する誓約書への署名、個人情報保護に関する規程の策定をし、個人情報保護に対する意識付けを行っています。
- ・ボランティア等の受入に関しては、オリエンテーション等にて、個人情報の取り扱いには十分配慮するように説明しています。
- ・IT関係においては、常に最新の情報へ更新し、職員間の共有を図り、内部情報に関してはパスワードを利用してPCへのログインを制限しています。セキュリティ対策をしており、個人情報の流出を防ぐ体制作りに取り組んでいます。

イ 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束および虐待等の防止策など、について

- ・職員採用時に、職員行動規範・職員倫理綱領に沿った支援を行うように説明しています。
- ・日常の業務の中で、人権・身体拘束等の説明、周知を図っています。
- ・利用者の権利擁護等に向けて、全利用者を対象に「緊急やむを得ない行動制限に関する同意書」等を作成し、本人・保護者へ丁寧な説明を行うと共に適切な支援を心掛けます。また、利用者の障がい特性による興奮等時に適切な対応を行えるよう、「タイムアウト対応」等の支援マニュアルを再整備していきます。
- ・利用者の権利擁護等のため、「成年後見制度」の推進に努めます。
- ・障害者虐待防止法、障害者差別解消法等の理解を徹底します。

【目標（数値目標）】

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人権尊重に関する研修 参加回数	4回	5回	5回	6回	6回
虐待防止に関する 研修参加回数	4回	5回	6回	7回	8回

ウ 利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮について

待機者名簿を作成し、生活の場の状況、家族などの支援の状態、他サービスの利用の可能性、待機期間等を福岡県のガイドラインに沿って評価し、利用者の選定を行っています。

エ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などについて

障害者支援施設におけるリスクマネージメントでは事故予防のために事故報告の仕組みづくりや安全衛生委員会の開催などの事故予防に直接関連する体制づくりと体系的な職員教育・労務管理・設備投資などが必要不可欠です。施設における事故予防の考え方として、支援施設での基本理念となります。

- ①自立した生活の実現への支援
- ②個人の尊厳の尊重
- ③自己決定の尊重

以上3点を踏まえながら利用者・家族への質の高いサービス提供が求められます。

利用者の安全確保は、日常の生活の場を提供している施設にとっての大原則であり、転落・転倒、誤飲・誤嚥、感染症、食中毒、所在不明等の発生を防ぐ為、常に気を配りながら支援を行います。また、危機が顕在化するまでの間に、想定したリスクに対して事前に対処する一連の活動の位置付け、事故予防のための主な取組みとして、

- リスクを特定するための対応策（ヒヤリハット事例報告・事故報告書作成）
- リスクアセスメントと対応の場（安全衛生委員会の開催）
- リスクコントロールのための基盤（業務マニュアルの整備・テーマ別職員研修・家族との良好な関係づくり）

の構築に取り組みます。

また、リスクマネージメントを福祉施設で促進させるために、組織全体でPDCAサイクルが自律的に回っていく必要があるため、事故報告や利用者・家族からの苦情・職員からの改善提案などを集約し、統合的に分析します。

そのために、施設レベルのPDCAサイクルと利用者レベルのPDCAを整えていきます。

【目標（数値目標）】

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
安全対策に関する研修参加回数	2回	2回	2回	2回	2回

オ 衛生管理及び感染症防止への対応策などについて

- ・施設における感染症・食中毒の発生・感染が広がりやすい状況にあることを常に認識する必要がある為、月に一度安全衛生委員会を設け施設全体で取り組みます。

- ・感染症・食中毒の予防の為手洗い場、厨房、食堂、トイレ、汚物処理室などの整備と整理・整頓を重視し、換気、清掃、消毒を定期的に実施し、施設内の衛生管理、清潔保持に努めます。
- ・施設内において、衛生管理保持の為 I H I オゾンくん蒸型脱臭装置・クリーンボーグを使用します。
- ・インフルエンザ感染予防の為、定期的に利用者、職員全員インフルエンザ予防接種を実施します。
- ・利用者支援、看護の場面では職員のうがい、手洗い、消毒を徹底し必要に応じてマスクを着用します。
- ・利用者支援でも利用者に食前の手洗い・消毒を徹底します。
- ・ノロウィルス予防対策では、手すりやトイレ等の次亜塩素酸ナトリウム消毒を実施します。(吐物処理の際は嘔吐物緊急凝固剤使用します)
- ・感染症発生時は即隔離し医療機関受診し感染防止に努めます。
- ・感染症等予防に関しては、マニュアル等を整備し、感染症等発生時には、法人全体で対策にあたる体制を整えていきます。

力 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などについて

- ・防犯に対しては、安全カメラと夜間の赤外線セキュリティを作動させることで利用者の安全・安心に繋げます。
- ・災害に対する備えを充実強化し、災害時に迅速かつ適切な防災活動を展開するため、「門司障害者地域活動センター防災計画」に基づき、日頃から十分な準備と防災訓練を積み重ね、職員・利用者に対して自主防災意識の普及、徹底を図ります。
- ・災害発生時に備え、夜間想定の避難訓練を月1回実施し、入所部・通所部合同避難訓練を年2回実施します。また、8施設合同避難訓練(近隣町内会・福祉の郷8施設)を年1回行います。

【目 標（数値目標）】

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
防災に関する研修参加回数	2回	2回	2回	2回	2回

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください

北九州市立門司障害者地域活動センターに関する収支計画書

【収入見込】

(単位:千円)

区分	収入計画					計	摘要
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1. 利用料	463,231	472,496	481,946	491,584	506,332	2,415,588	収入項目内訳書のとおり
2. その他収入	12,018	13,018	14,018	14,218	14,418	67,690	
収入合計(A)	475,249	485,514	495,964	505,802	520,750	2,483,278	

【支出見積】

区分	支出計画					計	備考
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1. 事業費	54,018	55,944	57,788	58,950	60,623	287,324	支出内訳書のとおり
①就労支援事業費	7,500	8,500	9,400	9,600	9,800	44,800	
②調査・研究費	250	250	250	250	250	1,250	
③事業費	46,268	47,194	48,138	49,100	50,573	241,274	
2. 人件費	246,936	262,377	277,967	293,712	309,620	1,390,612	支出内訳書のとおり
3. 施設維持管理に関する経費	39,303	57,425	40,155	63,293	41,265	241,440	支出内訳書のとおり
4. その他管理運営に関する経費	36,495	37,225	37,969	38,728	39,890	190,307	支出内訳書のとおり
5. 一般管理費等							支出内訳書のとおり
小計	376,752	412,970	413,878	454,684	451,398	2,109,683	
消費税	18,837	20,648	20,693	22,734	22,569	105,481	
合計(B)	395,589	433,618	434,571	477,418	473,967	2,215,164	

【収支明細】

収入合計(A)	475,249	485,514	495,964	505,802	520,750	2,483,278	
支出合計(B)	395,589	433,618	434,571	477,418	473,967	2,215,164	
収支差(A)-(B)	79,660	51,896	61,392	28,384	46,783	268,114	
指定管理料							

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成27年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称：北九州市立小倉南障害者地域活動センター
所在地：北九州市小倉南区横代北町四丁目12番1号
施設内容

①施設概要

敷地面積：約6,026m²
構 造：鉄筋コンクリート造2階建
規 模：延床面積約3,239m²

②事業内容

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に基づく生活介護
- ・障害者総合支援法に基づく短期入所
- ・障害者総合支援法に基づく施設入所支援
- ・障害者総合支援法に基づく就労移行支援
- ・障害者総合支援法に基づく就労継続支援 等

(2) 指定期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人 北九州あゆみの会
所在地：北九州市戸畠区汐井町1番6号
主な業務内容：
①第1種社会福祉事業（障害者支援施設の経営ほか）
②第2種社会福祉事業（障害福祉サービス事業ほか）
③その他市受託事業
(北九州市肢体不自由児（者）ペアレントスクールほか)

2 指定の経緯

平成27年5月25日 指定管理者検討会の開催（条件付き公募方式採用の妥当性検証）

平成27年8月3日 申請受付開始
 平成27年8月10日 申請締め切り
 平成27年9月3日 指定管理者検討会の開催（提案書等審査）
 平成27年10月 指定管理者候補を決定

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、条件付き公募方式採用の妥当性及び申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。市は、検討会の検討結果を参考に条件付き公募方式の採用を妥当と判断し、指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[民間経験者] 大野 元次（北九州市知的障害者相談員協議会 副会長）
- ・[民間有識者] 緒方 有為子（北九州福祉サービス株式会社 統括部長）
- ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学 教授）
- ・[公認会計士] 松田 融（松田会計事務所）
- ・[学識経験者] 向笠 雄介（株式会社日本政策投資銀行九州支店企画調査課調査役）

【臨時員】

※ 五十音順

※ 条件付き公募方式採用の妥当性を検証するに当たっては、公民連携や民間活力の導入の推進に関する視点が特に必要であるため、臨時員を招集しました。

5 条件付き公募方式採用について

（1）条件付き公募とする理由

管理運営を任せる事業者が特定される施設であるかという視点（①利用者との継続的な信頼関係が「とくに」必要である施設かどうか、②人材について、高度な専門性が「とくに」必要である施設かどうか、③人材の育成に長期間「とくに」必要である施設かどうか）で検討した結果、小倉南障害者地域活動センターの指定管理者の選定に条件付き公募方式を導入することとしました。

別紙1 「条件付き公募とする理由」のとおり

（2）条件付き公募方式採用の妥当性検証

	構成員				
	A	B	C	D	E
妥当性	有	有	有	有	有

（3）検討会における主な意見

- ・平成14年度より小倉南区において障害者の介護、就労支援に取り組んでいる。

専門性の高い障害者支援を要する事業であり、長年取り組んでこられた実績より、妥当と言える。

- ・北九州あゆみの会は、長年にわたり障害者の為に専門的に取り組んでいる団体であるため、指定管理施設として任せて妥当であると思う。
- ・特にボランティアの受入れ、更に地域住民との交流かつ積極的に実施される等、障害者施設として適切に運営されている事を評価する。
- ・継続性の重要性は理解できるが、より合理的な経営や知恵出しの観点からも一般公募できないか、検討をお願いしたい。

6 選定基準

選定基準（＝審査項目）及びポイント

1 指定管理者としての適性

（1）施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

- ① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。

（2）安定的な人的基盤や財政基盤

- ① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しております、又は確保できる見込みがあるか。

（3）実績や経験など

- ① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しております、成果を上げているか。

- ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しております、熱意や意欲を持っているか。

2 管理運営計画の適確性

【有効性】

（1）施設の設置目的の達成に向けた取組み

- ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
- ② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
- ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
- ④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。
- ・発達向上 ・社会性の向上 ・身体機能の維持、向上 ・自立支援 など

- ⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。

（2）利用者の満足度

- ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
- ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
- ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
- ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
- ⑤ 利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがいづくりなど）が考えられている

か。

- ⑥ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

※就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、以下を提案に記載すること。

利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。

【効率性】

(3) 指定管理料及び収入

- ① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
② 収入が最大限確保される提案であるか。
③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。

(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

- ① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
② 経費の配分は適切であるか。
③ 積算根拠は明確であるか。
④ 再委託が適切な水準で行われているか。

【適正性】

(5) 管理運営体制など

- ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。

(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

- ① 施設の利用者の個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか。
② 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。
③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
⑤ 衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。
⑥ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

7 審査結果

(1) 適否

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	構成員			
		A	B	C	D
社会福祉 法人	1 指定管理者としての適性 (1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針				
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	適	適	適	適

北九州 あゆみの会	(3) 実績や経験など				
	2 管理運営計画の適確性				
	【有効性】				
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	適	適	適	適
	(2) 利用者の満足度				
	【効率性】				
	(3) 指定管理料及び収入	適	適	適	適
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性				
【適正性】					
(5) 管理運営体制など		適	適	適	適
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など					

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・三障害に対応する施設として、設置目的が明瞭であり、適格な管理運営がなされていると思われる。
- ・安定した財政基盤をもち、充分な管理運営が可能と認める。
- ・人材育成、新人研修など段階的に実施され、それが現場にも活かされるよう工夫されている。
- ・長年の実績があり、障害者の社会的自立に向けた支援を行う専門施設として適正といえる。

【管理運営計画の適確性】

- ・中・長期的に努力目標を掲げられて着実に実践できるよう努力している。
- ・利用者の満足度が平均 79%で、食事メニューの多様化や苦情解決制度も設けており、適正といえる。ただし、施設入所者の満足度は 71%と低率のため、今後の改善が望まれる。
- ・収支計画、経費配分等、適正といえる。
- ・多角的に事業を展開し、福祉分野のみでなく医系の人材も重点的に配置し、専門性を高めている。研修も十分実施し、職場の活性化が図られている。
- ・各種対応マニュアルを作成し、防災・安全対策に努めている。今後はマンネリにならないよう見直し、改善を図ってもらいたい。
- ・総体的に問題ないと認める。新会計基準にいち早く対応しているのは評価が高い。

8 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人 北九州あゆみの会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・長年にわたり、法人立の障害者・障害児施設の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。小倉南障害者地域活動センターについても、平成14年の開設当初から円滑に管理運営を行ってきた実績がある。
- ・平成18年度からは、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等についてよく理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲が感じられる。
- ・法人全体で、職員の定着や処遇改善等、人材の確保に積極的に取り組みを行っており、成果を出している。また、各種の研修制度等の仕組みにより、職員の資質向上等に努めている。
- ・十分な基本財産を有しております、財政基盤は安定している。また、新しい会計基準にもいち早く対応している点も評価できる。
- ・利用者ニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、実績を踏まえた提案がなされている。

9 提案額

0円（平成28年～32年度の各年度）

条件付き公募とする理由

本施設は、入所機能を有する施設であり、利用者は生活の場として、24時間、運営団体と接する状況であるため、他の施設と比べ利用者と職員は密接な関係であり、「利用者との継続的な信頼関係がとくに必要と認められる施設」といえる。

また、重たい障害のある人が多く利用している施設でもあるため、支援を多く必要とし、高度な専門性・経験が必要な施設であり、「人材について、高度な専門性がとくに必要な施設」、「人材の育成に長時間とくに必要な施設」ともいえる。

さらに、現法人は、長年にわたり法人設立の障害者施設等の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。小倉南障害者地域活動センターについても、平成14年の設立当時より管理運営を行っており、信頼と実績を積み重ねている。

なお、毎年度の指定管理者事業評価においても適正な管理運営がなされていると判断されており、地域との交流も継続的に取り組み、ボランティアの育成や積極的な職場実習の受け入れなど、将来の福祉人材の育成にも貢献を果たしているといえる。

については、本施設の公募方法は、「条件付き公募」方式の採用が適していると考えるもの。

提 案 概 要

(北九州市立小倉南障害者地域活動センター 指定管理者)

団体名： 北九州市立小倉南障害者地域活動センター

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

社会福祉法人北九州あゆみの会基本理念「障害のある人々の尊厳を守り、自立を支援し、その家族及び理解ある人々と協同し、地域社会に共感と互助の輪を広げることを基本的使命とします。」を基に、小倉南障害者地域活動センター運営方針を掲げています。

＜小倉南障害者地域活動センター運営方針＞

利用者一人ひとりの人格を尊重しながら、自立と社会参加を目指して、個々のニーズに応じた生活の場を提供し、障害者福祉の向上に努めます。

- 1 利用者一人ひとりのニーズに応え、自己選択・自己決定を尊重した生活の場を提供します。
- 2 明るく、笑顔と元気のある支援に努めます。
- 3 技術や知識の習得に努めるとともに、業務の工夫改善に努めます。
- 4 地域や学校、福祉関係機関との協力及び連携関係を深めます。
- 5 虐待に対する体系的整備とマニュアルの運用を図ります。

(2) 安定的な人的基盤や財政基盤

「長く働く職場づくり」を目指し、職員の待遇改善を積極的に行ってています。その結果、職員の離職率が大幅に改善され、安定した人的基盤を得ることができます。併せて「女性が働きやすい職場づくり」が評価され、平成23年「ワーク・ライフ・バランス表彰」を受けました。また、法人で「中期計画（27年～31年）」を策定し、国の動向、近い将来の施設整備等に対応するため、法人全体で財産基盤の充実と確立を目指しています。

(3) 実績や経験など

昭和52年の法人設立以来より培ってきた「幼児」から「大人」まで、「障害の軽い方」から「手厚い介護が必要な方」まで、さらに「身体障害」「知的障害」「精神障害」と多種・多様な障害特性に対応する専門的知識・技能を蓄積しています。

円滑な管理運営組織を構築するため、職員の確保と育成に努めてきました。

2 管理運営計画の適確性

【有効性】に関する取組み

(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

当センターでは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、自立と社会参加を目指して、一人ひとりのニーズに応じた生活の場の提供に努めます。併せて全事業所が安心・安全・快適なサービスの提供のため、サービスの工夫・改善に努めます。

施設の利便性を高めるため、利用者の要望や家族の声の収集に努め、施設送迎の工夫、短期入所の柔軟な受け入れ、地域・学校等関係機関との連携強化に取り組みます。

施設設置目的の広報活動では、広報誌によるもの、ホームページの活用、見学・実習生の積極的な受け入れなどの取り組みを行います。

(2) 利用者の満足度

利用者満足度の向上・維持に向けた取り組みの第一歩として、ニーズの把握（食事に関するこことや満足度アンケート等）に努めます。また、利用者代表と月1回意見や活動の提案などについて話し合う機会を設け実際の支援により具現化するよう努めます。

利用者の多様なニーズに応えるために外部機関（美容室や歯科）との連携や、個別外出に必要不可欠なボランティア育成を施設が中心となって行うなど、施設独自の取り組みを掲げています。

【効率性】に関する取組み

(1) 指定管理業務に係る経費

物品の購入を計画的に行なうことはもとより、事業所間の共同利用や積極的な省エネで水光熱費の節約を図るなど経営努力に努めます。

(2) 経費の低減や収入の増加に向けた創意工夫

物価の変動等で利用者負担増にならぬよう、外部委託業務を点検し、委託契約更新時に改善を求め、業者変更も検討します。また、専門業者のノウハウを活用し、給食や清掃等について業務の再委託を行い、経費節減に努めます。

【適正性】に関する取組み

(1) 管理運営体制など

施設管理体制について、センター長・副センター長を管理者とし、以下の5部門にサービス管理責任者となる統括主任及び主任を置き、管理運営に必要な専門知識や実務経験のある職員をリーダーとして各部門へバランス良く配置、管理しています。

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 障害者支援施設・短期入所事業 | 2 放課後等デイサービス事業 |
| 3 生活介護事業レインボー | 4 就労移行支援事業 |
| 5 就労継続支援B型事業 | |

(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

利用希望者には見学・面談・聞き取りを行い、利用者の障害支援区分や障害特性等の情報のみで判断せず、医療情報・食事情報等の総合的に検討し、利用者を公平・平等に決定します。

安全対策・防災対策については各種マニュアル（不審者対応マニュアルや防災マニュアル、感染症マニュアル等）を整備、定期的な職員研修を実施し、安全対策に努めています。また日常の各業務についても「業務マニュアル」を作成していますが、今後も改善をしながら、事故防止に役立てて行きます。

提案額（千円）

28年度	0
29年度	0
30年度	0
31年度	0
32年度	0

※提案概要是、提案書の内容を2枚程度（A4）にまとめてください。

北九州市立小倉南障害者地域活動センター
指定管理者

提 案 書

団体名： 社会福祉法人北九州あゆみの会

1-(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

ア 施設を管理する上での理念、基本方針について

＜社会福祉法人北九州あゆみの会基本理念＞

障害のある人々の尊厳を守り、自立を支援し、その家族及び理解ある人々と協同し、地域社会に共感と互助の輪を広げることを基本的使命とします。

＜社会福祉法人北九州あゆみの会運営方針＞

- 1 利用者の自己決定・自己選択を大切にしたサービス提供を行います。
- 2 地域福祉に貢献するため、地域との連携を深めます。
- 3 障害福祉サービスの水準の向上を図るために研修を進めます。

＜小倉南障害者地域活動センター運営方針＞

利用者一人ひとりの人格を尊重しながら、自立と社会参加を目指して、個々のニーズに応じた生活の場を提供し、障害者福祉の向上に努めます。

- 1 利用者一人ひとりのニーズに応え、自己選択・自己決定を尊重した生活の場を提供します。
- 2 明るく、笑顔と元気のある支援に努めます。
- 3 技術や知識の習得に努めるとともに、業務の工夫改善に努めます。
- 4 地域や学校、福祉関係機関との協力及び連携関係を深めます。
- 5 虐待に対する体系的整備とマニュアルの運用を図ります。

上記理念及び方針に基づき、各事業所相互に協力しながら施設の健全かつ安全なより良より良いサービスの提供を目指します。

さらに、利用の決定に当たっては、小倉南障害者地域活動センター施設の状況、提供するサービス、利用料等について資料（重要事項説明書）の提示と十分な説明を行い、利用予定者や家族の理解を得た上で契約を交わします。

※別添資料① 「利用契約書」及び

別添資料② 「重要事項説明書」「サービス利用説明書」 参照

別添資料①・②については生活介護レインボー使用分を例示します。

1-(2) 安定的な人的基盤や財産基盤

ア 管理運営を行っていくための人的基盤、財産基盤について

1 処遇改善の実施

当法人は障害福祉施設8施設と特定相談支援事業等2事業を運営しており、介護福祉士・社会福祉士・保育士・児童指導員・精神保健福祉士などの専門職をはじめ、障害関係の豊富な知識や経験を持つ職員を有しています。

平成20年度・21年度2カ年をかけ、「長く働く職場づくり」「利用者の皆様に提供する障害福祉サービスの向上」を目指し、職員の処遇改善に取り組みました。具体的には、正規職員の給与制度改正、嘱託職員等非正規職員の月額給与改善、夜間勤務に伴う手当額のアップ、賞与支給額の増額や臨時職員に対する賞与の支給、福利厚生、法人の企画する研修に雇用条件に関係なくすべての職員が参加できるなど職員研修の充実、正規職員登用・昇任など人事制度の改善を行ってきました。

その結果、職員の離職率が改善され、比較的安定した人的基盤を得ることができました。

特に「女性が働きやすい職場づくり」を目指しており、平成23年、北九州市より「ワーク・ライフ・バランス表彰」を受けました。

(参考) 法人職員の有資格状況(平成27年8月1日現在)

介護福祉士 72名・社会福祉士 5名・保育士 30名・児童指導員 4名

精神保健福祉士 2名・介護支援専門員 2名等

在職者数に占める有資格者率 91.9%

2 財政基盤

平成27年度の報酬改定では、職員の処遇改善への加算や重度障害者への支援が評価される一方、基本報酬の一部減額、加算の見直しが実施される等、実質的に、これまでの運営姿勢では経営が厳しくなります。

そこで法人では、職員の処遇改善を継続しながら、実効性のある財政基盤を構築すべく、すぐに5カ年の中期計画策定を行いました。計画では、加算算定に繋がる人員配置や事業工夫、利用率向上の目標数値の算出等、収入を安定させる計画を法人本部・各事業所と共に策定し目標として掲げています。

社会福祉法人の経営組織の在り方を念頭に、法人全体で安定した財政基盤の構築に努めます。

3 法人中期計画の策定と北九州市障害福祉施策への貢献

この度、法人は、中期計画(平成27年度～31年度の5カ年)を策定しました。中期計画は、国や自治体の動向を踏まえ、人的基盤、財政基盤の充実と確立を目指し、また、近い将来の施設整備に対応するために策定されたものです。

当該計画の実施を図り、市民や親の会・会員の要望実現に向けて、今後とも人的基盤・財政基盤の安定を図るとともに、積極的な事業展開を推進して行く所存です。北九州市障害者支援計画に協力し、北九州市障害福祉施策に貢献したいと考えております。

1-(3) 実績や経験など

ア 同様、類似の業務の実績について

幼児から大人まで、また障害の軽い方から手厚い介護の必要な方まで、身体障害・知的障害・精神障害と多様な障害特性に対応する専門的知識・技能を蓄積しています。

＜社会福祉法人北九州あゆみの会の運営施設及び事業＞

- 1 障害者支援施設北九州あゆみの里（昭和58年開設／障害者支援施設定員50名・短期入所事業定員4名、放課後等デイサービス事業定員10名）
- 2 北九州あゆみの里通所施設（昭和61年開設／生活介護事業定員10名、就労継続支援B型事業定員20名）
- 3 北九州第二あゆみの里通所施設（平成4年開設／生活介護事業定員21名、就労継続支援B型事業定員10名）
- 4 北九州第三あゆみ通所施設（平成24年開設／生活介護事業定員21名）
- 5 北九州第四あゆみ通所施設（平成24年開設／生活介護事業定員21名、放課後等デイサービス事業定員10名）
- 6 児童発達支援センター北九州市立北方ひまわり学園
(昭和32年開設、平成13年運営受託、平成18年指定管理者受託／定員30名、保育所等訪問指導事業併設)
- 7 北九州市立小倉南障害者地域活動センター
(平成14年開設・運営受託、平成18年指定管理者受託)
(障害者支援施設定員40名・短期入所事業定員4名、生活介護事業レインボーワーク定員40名、就労移行支援事業定員6名・就労継続支援B型事業定員30名・放課後等デイサービス事業定員20名(ただし、土曜日定員10名))
- 8 ケアホームあゆみ（平成24年開設／共同生活援助定員20名）
- 9 ヘルパーステーションあゆみ（平成15年開設／居宅介護サービス）
- 10 あゆみ相談支援事業所（平成26年開設／特定相談支援事業・障害児相談支援事業）

＜法人が北九州市から委託されている事業＞

北九州市より委託を受けて、障害児（者）並びに保護者のための各種事業を展開しております。

- 1 北九州市肢体不自由児（者）ペアレントスクール
- 2 北九州市肢体不自由児（者）親子レクリエーション
- 3 北九州市在宅身体障害者レクリエーション事業（レクリエーションキャンプ）

イ 施設の管理運営に関する専門的知識や資格などについて

1 当センター設立時から管理運営を適切に行ってています。

社会福祉法人北九州あゆみの会は、平成14年の当センター発足から、さらに平成18年から二期にわたり、指定管理者として当センターの管理運営を委託されています。

当初は、身体障害・知的障害・精神障害の三障害に対応する地域生活のよりどころのセンターとして発足しました。平成18年4月からは、「障害者自立支援法」の施行により、障害の垣根を無くし、より障害特性に配慮しながら、利用者個々のニーズを受け止めるセンターとして新たなスタートを切りました。

さらに平成25年4月からは「障害者総合支援法」の理念に基づき「共生社会」を実現するため、利用者の社会参加機会の確保と地域社会の連携を図っているところです。

併せて、市民の付託に応えるべく、安心・安全で良質のサービスを提供できる運営組織を構築し、職員の資質向上等に努めてまいりました。結果、利用者に概ね満足いただける施設として前進してきたと考えます。

2 円滑な管理運営のために障害児教育や障害者福祉に経験豊富な者を管理者として配置しています。

管理者研修や経営管理に関する研修に積極的に参加し、管理者自ら自己研鑽に努めるようにします。

3 管理運営に必要な専門知識や、実務経験のある職員の確保と各事業所へバランスの良い配置に努めています。

当センターは、利用者個々の障害特性に対応するため、介護福祉士、理学・作業療法士等を各事業所に配置しています。

障害者支援施設（入所施設）には、重度の障害に対応するため介護福祉士を多く配置し、生活介護レインボーにも看護師・理学療法士・作業療法士を兼務配置し、センター全体では管理栄養士を配置しています。

外部折衝の機会の多い就労移行・就労継続支援には、実務経験と折衝力のある職員を核となるよう配置しており、多様な障害特性に対応するため精神保健福祉士、社会福祉士等の資格を持つ職員を配置し、利用者の支援向上に努めています。

4 管理運営の要となる中堅職員養成と資格取得に努めます。

職員の資格取得を積極的に奨励し、高い資質を有する職員の確保に努めます。

資格取得を支援するため、サービス管理責任者やジョブコーチなどの資格取得（就業支援関係研修修了者）の研修に毎年3名程度派遣して、専門性の醸成とリーダーシップの育成に努めてきたところですが、今後も継続し、センター全体の質の向上を図っています。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

ア 施設の管理運営方針（事業計画）について

1 小倉南障害者地域活動センター運営方針

当センターは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、自立と社会参加を目指して、一人ひとりのニーズに応じた生活の場の提供に努めています。

障害者支援施設（入所施設）では、常時介護を必要とする重度障害者を対象として受け入れます。また、短期入所（ショートステイ）事業を実施し、家族の介護負担軽減や家庭での急な用事やできごとの際の家族支援に積極的に取り組んでいます。

通所部門では身体・知的・精神障害者を対象として、生活介護事業や就労継続支援B型、就労移行支援事業を実施し、生活の質の向上及び就労支援に積極的に取り組みます。

加えて、新たに、障害のある児童・生徒を対象とした放課後・学校休業日の支援を目的とした「放課後等デイサービス事業」にも積極的に取り組んでまいります。（※新規事業 11 ページ （2）-1 のアの（6）にて提案）

センター内全事業所が次の（1）～（5）の事項を共通認識し、障害者福祉の向上に寄与すべく、より良いサービスの提供を目指します。

- (1) 利用者一人ひとりのニーズに応え、自己選択・自己決定を尊重した生活の場を提供します。
- (2) 明るく、笑顔と元気のある支援に努めます。
- (3) 技術や知識の習得に努めるとともに、業務の工夫改善に努めます。
- (4) 地域や学校、福祉関係機関との協力及び連携関係を深めます。
- (5) 虐待に対する体系的整備とマニュアルの運用を図ります。

上記理念及び方針に基づき、各事業所では事業計画書を作成しています。

その際、送迎や行事の調整など各事業所相互が協力し合うこと、入浴設備や活動室など施設の相互利用を工夫することなどに努め、センター内事業所の有機的な連携を図ります。

2 事業計画作成における各事業所の重点課題 ～利用者の主なニーズに応える～

- (1) 障害者支援施設デイジー＜施設入所支援・生活介護事業＞（以下、入所施設）
 - ・・・加齢に対応した、健康で充実した生活
(食事の工夫、快適な排泄支援、地域社会への積極的な参加)
- (2) 短期入所事業 ・・・・・可能な限りの利用ニーズへの対応
- (3) 就労継続支援B型事業 ・・・生産活動の充実（工賃アップ）
- (4) 就労移行支援事業 ・・・・就労機会の増加
- (5) 生活介護事業レインボー ・・生活の質の向上のため余暇活動と生産活動の充実
- (6) 【新規事業】放課後等デイサービス（※11 ページに提案）
 - ・・・児童・生徒の放課後及び学校休業日の生活の充実

(7) 全事業所・・・・・・・・安心・安全・快適なサービスの提供

- ① 噫む力・飲み込む力が弱くなった利用者のために「軟菜食」を提供します。
- ② 職員媒介による感染症拡大の防止に努めます。
- ③ 防犯体制を整備します。
- ④ 「交通事故〇」「飲酒運転撲滅」運動に取組みます。

3 重点課題達成の見通し

(1) 障害者支援施設ディジー（入所施設）

～加齢に対応した、健康で充実した生活の提供に努めます～

76歳を頂点に高齢化しつつある利用者に、健康で、充実した日々の生活を提供していきます。特に、「食べる力に合った嚥下調整食の提供」「排泄能力に対応したおむつの提供」「地域参加等多様な外出の機会の提供」に努めます。

- ①「嚥下調整食」は、現在は「軟菜食（やわらか食）」のレシピの完成を目指しています。次に「軟菜食（押しつぶし食）」、さらに「なめらか食（ミキサー食、ゼリー食）」と完成させていき、安全でおいしい食事づくりを推進します。

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
嚥下調整食の完成	軟菜食 (やわらか食)	軟菜食 (押しつぶし食)		なめらか食 (ミキサー食、ゼリー食)	

- ②「おむつ」は、メーカーと連携研究した結果、使用している全員がほとんど漏れなくなりました。今後も尿意、便意のある方には、原則としてトイレでの排泄支援に努めるとともに、その方に合った方法での排泄介助を追究します。

- ③「地域参加等」は、コンサート鑑賞、野球観戦など「利用者個々の計画での外出」、に焼き肉堪能など「同好グループでの外出」、忘年会など「全員での外出・会食」、横代祭、横代児童館祭、TOTO 祭など「自由に地域行事に参加」、日常の「買い物外出」「近隣の散歩」などを組み合わせて全利用者に多様な外出の機会を提供していきます。そのため、「ボランティア入門講座」を開催し、活動支援ボランティア受け入れを促進します。

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域への参加	月1回以上	――	――	――	→

(2) 短期入所事業～柔軟にニーズを受け止め、利用率維持に努めます～

夜間送迎など、利用者の希望に沿った幅広い対応を今後も継続します。また、センター内の他事業所や外部事業所を日中の活動で併用する方も受け入れるなど、多様なニーズに応え、利用率の維持を図ります。

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
短期利用率 (年間)		90%以上を維持 (一日4人定員中3.6人の利用)			

(3) 就労継続支援B型事業～生産活動を充実し工賃アップを図ります～

企業からの受託作業を継続するとともに、「さをり織り」等のオリジナル製品を開発し、販売を促進します。また、平成25年9月から開始した施設外就労（クロスロード魚町＜週2回＞・マキシム中津口＜週1回＞・第三あゆみ通所施設＜週5回＞）での清掃作業を継続し、利用者の作業意欲を高めるとともに工賃アップにつなげます。

さらに、生産活動以外に、見聞を広める研修（社会・工場見学等）、調理活動やレクリエーションを実施し、社会性の醸成に努めます。

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
作業工賃の向上（月間）	9,000円	――	――	→	10,000円
5ヵ年計画で10%以上の収入額向上を目指します					

(4) 就労移行支援事業～就労機会の増加に努めます～

一般企業への就職の機会を増やすため、ハローワークでの求人検索、障害者職業センターの紹介による職場実習を行うとともに、職業習慣の確立のための訓練や学習会を行います。毎年1名以上の就労達成を目指します。

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
就労達成数（年間）	1名	1名	1名	1名	1名
6人定員中1名以上の就労達成を目指します					

併せて利用者の能力や障害の理解・啓発を図るとともに特別支援学校の卒業生や就労継続支援B型利用の方へ「就労アセスメント」を実施します。

(5) 生活介護事業レインボー～生活の質の向上のため、生産活動と余暇活動を充実します～

介護度の高い利用者の障害特性や利用者の要望に応じて「生産活動」と「余暇活動」を組み合わせたプログラムを作成します。

作業を希望する方へは「やりがい」のある作業種目を開発し、余暇活動を希望する方へはカラオケ・ゲーム・映画鑑賞・音楽療法・ダンス教室・各季節行事など多様な余暇活動のプログラムを取り入れます。また、看護師を常勤で配置し、利用者の健康管理や体調不良者の処置を行います。さらに理学療法士・作業療法士を配置し、リハビリを希望者に実施することで、利用率向上・維持に努め30年度以降は利用率100%以上を目指します。

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1日平均利用者数	38人	39人	40人	40人	40人
30年度以降利用率100%維持を目指します (40人定員中、定員以上の利用)					

(6) 【新規事業の提案】放課後等デイサービス事業

～児童・生徒の放課後及び学校休業日の生活の充実～

平成 25 年 4 月 1 日の制度の変更に応じ、これまでの日中一時支援（放課後対策）事業を「放課後等デイサービス事業」に移行しました。

実施にあたり、市当局の指導・助言のもと、定員を 20 名とし、家庭のニーズに応えるよう体制を整えています。今後も継続・実施します。

体制として、児童発達支援管理責任者を配置し、学校や家庭と連携しながら利用者一人ひとりの障害の特性や年齢・興味・関心に基づいた支援計画を作成し、サービスを提供します。

さらに機器や遊具を充実させ、多彩なレクリエーション活動（夏休み・冬休み）や戸外活動を実施するとともに、理学療法士・作業療法士を配置し、リハビリを希望者に実施することで 29 年度以降は利用率 100% 以上を目指します。

項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
1 日平均 利用者数	平日 19.5 人 土曜 10 人	平日 20 人 土曜 10 人			
29 年度以降利用率 100% 維持を目指します (平日 20 人、土曜 10 人の定員中、いずれも定員以上の利用)					

(7) 全事業所 ～安心・安全・快適なサービスの提供に努めます～

① 噫む力・飲み込む力が弱くなった利用者のための「軟菜食」を提供します。

施設調理する給食に、「普通食」とは別に噛む力・飲み込む力が弱くなった利用者のための「軟菜食」を提供します。「軟菜食」意義と安全を広く周知し、より安全で食べやすく美味しいバランスのとれた軟菜食の在り方を追究します。

② 職員媒介による感染症拡大の防止に努めます。

感染症対策を重点的に取り組み、従来通りの取組み（手洗いや消毒）に加え、「感染症ウイルス除去装置」の導入や、流行が懸念される時期には全職員がウィルスプロッカーを身に着けるなど、職員媒介による感染症拡大の防止に努めます。

③ 防犯体制を整備します。

利用者の安全を考慮し、危機管理を徹底するため施設にて「不審者対応マニュアル」を整備しています。そのマニュアルを職員へ周知徹底し日常的に意識を図るため、年 1 回小倉南警察署防犯係協力のもと実際に不審者が入ったことを想定した防犯実践研修を実施します。

④ 「交通事故〇」「飲酒運転撲滅」運動に取組みます。

無事故継続を目指して、公用車鍵置き場に職員の意識を高める目的で「無事故連続〇日目」を掲示し、より慎重な運転を心がけるとともに、平成 25 年 7 月以降福岡県に「飲酒運転撲滅企業」として登録し、公用車の運転前に必ずアルコール呼気チェックを行い、飲酒運転撲滅に積極的に取り組みます。

4 事業計画書の作成

各事業所の事業計画を、予算を立てながら策定します。

※ 別添資料③ 「平成27年度事業計画書」(全事業所) 参照

イ 施設の利用者の増加や利便性を高めるための取り組みについて

1 利用者や家族、関係機関の声を謙虚に受け止め、サービス内容を改善します。

利用者・家族の声の収集はもとより、関係機関とも連絡を密にし、多様な情報を把握し、活動プログラムなどの工夫・改善に生かします。

生活介護事業レインボーや放課後等デイサービスにあっては「理学療法士」「作業療法士」を兼務配置し、入浴やレクリエーション活動だけでなく、かねてからご家族の要望であったリハビリを実施します。

多様な情報を多角的に収集することから、利用者の声なき声に応えるよう努めます。

2 より安心・より安全を目指し、人員配置基準よりも多く職員を配置します。

当施設利用者の障害程度は、細やかで手厚い支援の必要な「重度」の方が大半を占めています。入所施設においては、看護師・生活支援員・訓練士合わせて、利用者1.7人に対し職員1人の高い基準で配置し、土日祝祭日も、利用者がより安心して生活できる体制を構築します。

3 利用者や家族に利便性のある送迎の工夫に努めます。

利用者や家族の利便性のニーズに応えるためにドア to ドアによる送迎を可能な限り進めます。複合施設の特性を活かし、各事業所間で情報を共有し、事業所間の横の協力関係を深め、送迎コースや車両を共有するなどにより、送迎コースを多様に組み、送迎の効率化を図り、利便性の向上に努めます。

4 短期入所の利便性向上に努めます。

ご家族の多様なニーズに対応するため、複合施設であるセンターの機能を生かし、日中は施設内で活動、終了後短期入所利用と横の連携を最大限に活かし、なにより安心して利用できるよう努めます。また、他法人事業所との併用の希望にも積極的に対応し、利用者の要望に沿った支援に努めます。

5 将来の利用者増につながる情報提供に努めます。

当センターの特色をより理解いただくため、特別支援学校を訪問し進路情報を提供するなど関係を深める努力を続けます。

また、児童生徒の見学や体験実習、特別支援学校高等部生徒の産業現場等の実習、大学生・一般の方の資格取得のための実習、学校保護者の見学等を積極的に受け入れます。

障害者への理解啓発に資するとともに、当センターの利用増につながると考えます。

ウ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な取組み

- 1 社会福祉法人 北九州あゆみの会広報誌「あゆみ」発行（月1回）を継続します。
※ 別添資料④ 会報「あゆみ」参照
- 2 インターネットを通じて法人の活動を公開します。
- 3 小倉南障害者地域活動センター広報誌「南風」（年3回発行）を継続します。
※ 別添資料⑤ 「南風」参照
- 4 見学者や実習生を積極的に受け入れ、学校や関係機関の希望を受け止めます。
※ 平成26年度実績（見学者352名 実習生91名）
※ 次頁 「平成26年度実習・研修受け入れ状況表」参照
- 5 利用者・家族、学校等の関係者に、行事の知らせや感染症情報、災害対策等の情報提供を丁寧に行い、理解と連携体制の促進を図ります。
- 6 外部施設等で自主製品の販売（バザー）を通して施設活動の啓発及び障害者理解の啓発に努めます。
北九州市立総合農事センター（農林ショップ）や一丁目の元気（自立支援ショップ）にて、自主製品の常設販売を継続実施します。横代市民センター文化祭など、地域や学校・企業など関係機関の行事に積極的に出店し、広報活動を図ります。
- 7 施設行事を積極的に地域へ広報に努めます。
ボランティア講座や南活フェスタなど行事が催される際は、地域に配布する新聞（約4,000部）にチラシで広報し、横代市民センターが配布する「横代だより」に掲載をお願いするなど地域への広報に努めます。

エ 利用者の障害特性に応じた適正なサービス提供計画（個別支援計画）の作成について

- 1 障害特性を考慮し、一人ひとりの生活ニーズに応じるため、適切な個別支援計画を作成します。ニーズの変化により隨時加除修正します。

可能な限り自立した日常生活や社会生活を営むための支援サービスを提供するため、利用者の要望聴き取りを着実に行い、「元気にすること、力を引き出すこと（エンパワメント）」の視点を重視し、利用者一人ひとりのニーズに応じた個別支援計画の作成を行います。

個別支援計画作成にあたっては、次頁「個別支援計画の流れ」の手順で、各専門職員（介護・看護・食事・リハビリ部門）の意見及び利用者の主治医の指示・指導や嘱託の医師（内科、整形外科）の指導助言を受け、多角的に検討し、立案します。

また、利用者のニーズや状態等の変化により、サービス内容を変更する場合は、本人及び家族に説明し、了承を得た上で計画の加除修正をします。

さらに、年度変わりに次年度も利用継続される方には本人、家族にサービス内容等を

確認し、要望や願いを受け止めたケアプランを作成・提示するなどして、変更点、改善点を説明します。

2 適切な個別支援計画を立案できるよう職員の育成に努めます。

職員の資質を日常から高め、より適切な計画策定や実際の業務ができるよう、これまでも市・県の社会福祉協議会及び施設協議会の主催する講習会や研究大会などにサービス管理責任者及び職員を順次派遣し、専門性のある職員の育成と情報収集に努めます。

今後も内部研修はもとより、外部での研修受講も積極的に継続して、より適切な支援計画とサービスの提供できるセンターを目指します。

※次頁資料 「個別支援計画の流れ」参照

生活介護レインボー支援計画の流れを例示しています。

別添資料⑥ 「個別支援計画」様式 参照

才 利用者の家族支援（障害者を介助する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組みについて

～利用者が安心・安全・快適に生活していくために、家族の相談に誠実に応える～

家族支援は、利用者の日々の心身安定に不可欠なものと考えます。交通手段など、家族の都合で利用者が支援を必要とする場合、基本的には個々の事業所ごとに、相談支援し課題解決に当たりますが、当センターの「複合施設」という利点を生かし、センター内の他事業のノウハウの活用で解決できるものであれば、迅速に対応します。

また、相談支援事業所や区役所相談窓口等はもとより、北九州あゆみの会他事業所及び他法人事業所等のノウハウ・資源の活用が必要な場合は、関係施設と相談・協議し、問題解決を図るなど家族を支援します。

さらに、家族のニーズに応じて福祉制度等の情報提供に努めます。家族会の場を利用して定期的に交流、情報交換し、必要に応じて臨時の説明会・学習会を設けるなど、理解・啓発に努めます。

2-(2) 利用者の満足向上

ア 利用者の満足が得られるための取り組み

1 北九州市実施の利用者アンケート満足度の向上を目指します。

各サービス「とても良い」「良い」を合せた評価の向上を目指します。

アンケート満足度

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障害者支援施設 (入所施設)	72%	→	→	→	75%
生活介護 レインボー	88%	→	→	→	90%

就労支援 (移行支援・継続B型)	78%			→	80%	
2 利用満足度の向上・維持に向けたニーズの把握に努めます。						
(1) 利用者満足度調査を実施（年1回）します。						
個別支援計画作成の際は利用者へのニーズ調査を実施するとともに、支援計画説明の際に具体的に確認し利用者の本音の希望を把握します。それを支援計画の改善に生かすことから、職員の質の向上にも活用し、真のニーズに沿ったサービス提供に努めます。						
(2) 利用者代表（利用者自治会役員）と懇談（毎月1回）します。						
入所施設及び通所施設（生活介護レインボー・就労移行支援事業・就労継続支援B型事業）では、利用者自治会代表者等と行事の立案、要望事項などを職員と懇談を行い、実際の支援に具現化することによって、利用者の満足が向上していくよう努力していきます。						
(3) 食事に関する満足度の把握をします。						
利用者の毎日の食事に対するニーズを拾い上げるため、年間1回「食事アンケート」を実施します。特に入所部門の利用者には、要望に沿った「バイキング食」や「誕生日希望メニュー」「鍋食」「外注食」等を取り入れ好評を得ています。以後も高い評価維持を目指します。						
(4) 快適な排泄支援に取り組みます。						
「排泄介助」は生活の質の向上には欠かせない支援です。当センター入所施設で、重度の障害のためオムツを使用する利用者の「尿もれ」を改善するため、利用者の個々「排泄量」「排泄姿勢」のデータを集計し、吸水量や大きさ等個々に合ったオムツの提供を続けます。						
現在はほぼ漏れのない状態を達成しており、今後も快適な排泄の支援の維持に努めます。						
(5) 活動プログラムの充実を図ります。						
利用者へ多様な活動プログラムを提供するため、生活支援員の提供するプログラムだけでなく、ダンスや音楽療法の専門知識を持った指導員を定期的に依頼し、多面的な支援の充実を図ります。						
3 多様なニーズに応えるため、外部機関と積極的に連携します。						
(1) 嘱託医師による回診・相談を実施します。						
入所施設並びに生活介護レインボーにおいては、嘱託内科医師が毎週水曜日午後、施設内を巡回し、回診するなど健康相談体制を整えています。						
また、整形外科医による訓練内容及び補助具等の指導・相談を隔月に実施します。						

(2) 安全・安心のため、協力病院の確保と看護体制の整備を図ります。

体調面の急な変調等への対応の協力病院を確保しています。

(北九州総合病院・市立総合療育センター・中村内科クリニック)

今後も、嘱託医師の指示・指導のもと、ニーズに沿ったより良い看護体制強化に努めます。

(3) ボランティアの育成と活用を推進します。

平成 17 年度から「ボランティア入門講座」及び平成 18 年度からボランティアとのパイプ役の職員を育成する「ボランティアコーディネイター研修」を開催し、施設利用者の活動を支援いただく「ボランティア」の育成に努めます。

※ ボランティア活動実績　述べ 498 名が活動

平成 26 年度　職員コーディネーター受講　6名

ボランティア養成講座受講　1名（平成 27 年度8名受講予定）

当センターに関わるボランティアグループ　※ () 内登録数

- ・れんげ（14名）　・あひる（5名）
- ・百瀬ミュージックボランティア（7名）
- ・横代地区自治連合会（約 30 名）
- ・小倉電気工事業協同組合青年部（約 12 名）

(4) 生活のうるおいのため「美容室」「歯科治療室」を開きます。

入所施設の利用者の要望を受け、美容室（月 2 回）及び歯科診療室（週 2 日）をセンターで開いています。本人並びに家族からも感謝されており、今後も継続します。

イ 利用者の意見を把握し、それらを反映するための仕組み

1 個別担当者を配置します。

利用者には個別担当者を配置し、随時利用者や家族に書面等で意見をいただき、生活プログラムや活動の内容に反映させています。

特に、個別支援計画の立案時やモニタリング時期などには、書面等だけではなく、直接面談を行い様々なニーズや意見・要望の把握に努めます。

それをもとにケース担当者（日常生活支援担当者）、リハビリ担当者、食事担当者、看護担当者等がそれぞれの専門性を生かして応える計画を策定するなど、意見や要望を反映する仕組みを整備します。

2 利用者の代表との懇談を実施（毎月 1 回）し、活動内容を共に考える機会を持ちます。

日々の生活が利用者にとって過ごしやすくなっているか、個々の聞き取りに合わせて、利用者の代表（自治会役員）との毎月 1 回定期的に懇談を行います。生活上の諸問題、職員の対応、日帰り旅行や忘年会などの行事の実施なども話し合い、利用者が主体的に活動し、社会参加して行くことを支援します。

ウ 利用者からの苦情に対する対策について

～苦情を大切に、迅速に対応します～

日々の要望や相談や苦情は速やかに情報を客観的に整理し、回答や対応策等の説明も速やかに行うよう努めます。また、日頃より、家族会や利用者の自治会で意見・要望を汲み取る機会を設け、迅速な対応に努めます。

法人では「福祉サービス苦情解決実施要綱」を整備し、法人本部及び各施設が一丸となり、苦情解決に取り組んでいます。

「苦情」をより吸い上げるため、定期的な施設巡回を実施し「第三者委員」と利用者代表が直接意見を交わし、苦情を伝えます。「苦情」は第三者委員より報告があり、その一つひとつの案件について年度内に対処・結果を報告するよう迅速な対応に努め今後の運営、指導に役立てております。

※ 次頁資料 小倉南障害者地域活動センター「苦情解決の仕組み概要図」 参照

エ 利用者への情報提供の取り組み

～情報を提供し、確実な伝達に努める～

- 1 利用者に関する情報は利用者本人（家族）の求めがあった時に開示します。

※23 ページ2-（6）－ア「施設の利用者の個人情報を保護するための対策について」 参照

- 2 家族会で、施設の現状を丁寧に説明します。特に入所部門では欠席した家族に説明資料を郵送し情報提供に努めます。

※別添⑦ 家族会説明資料 参照 入所施設の例示します

- 3 法人の会報やセンター広報誌は利用者・家族等関係者に配布するとともに、いつでもだれでも閲覧できるようセンター内掲示板に掲示します。

- 4 看護師による「健康便り」や栄養士による「給食だより」など、毎月または季節毎に配布します。

※別添⑧ 健康だより、給食だより 参照

- 5 行事予定や職員勤務表、施設外でのイベント等も掲示板を活用し、周知します。また、必要事項は毎日の朝礼や食事前の揃った機会等に報告・連絡し、自治会役員を通じて周知するなど、より確実な情報提供と伝達に努めます。

- 6 利用者自治会が希望する新聞を購入し、自由に閲覧できるようにします。

オ 利用者のニーズ等に沿った取組み

～年度初めに作成した個別支援計画の目標・サービス内容に沿って支援します～

- 1 介護情報支援システムで介護の情報を正確に記録し、全事業所でネットワークを構築し情報を共有することで業務の効率化を図っています。

当施設では開所当初より、全国の障害者施設に先駆けて「介護情報支援システム」を導入しています。これは日常生活の「支援」に関する諸データを確実に記録し、集計するシステムです。

その支援記録は、事前に入力した利用者の「個別支援計画」とリンクしており、項目に沿って支援記録を入力することにより、職員の「記録のレベル差」による内容の格差が解消し、記録作成時間の短縮にも繋がります。さらに「I p a d」の活用により、スタッフルームのパソコン上だけでなく、どこからでも入力や、支援指示、支援記録が確認でき、常に職員間の情報共有化を図っています。

蓄積された支援記録は、利用者の細かな生活パターンもデータとして表示されるため、多様な分析が可能です。

このシステムを継続することにより、業務の効率化を図り、利用者の皆様へより良いサービスの提供を目指します。

2 利用者の心身の状態の変化にも迅速に対応します。

利用者の体調急変への対応をマニュアル化し、深夜でも迅速に対応できるよう体制を整えています。

また、年度途中で利用者の心身の状態に変化があった場合も、サービス管理責任者を中心に関係職員の集う「ミニカンファレンス」を実施し、適切な支援の内容を確認した上で、職員朝礼や職員会議等で全職員に周知し、新たな対応を確実に実施し、チェックします。

※別添⑨ 急変時対応マニュアル 参照

力 その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案

1 利用者の自己選択・自己決定を大切にしながら「生活」の質の向上を目指します。

利用者の声に常に耳を傾け、個別の聴き取りや自治会との情報交換等を通してニーズの把握をし、改善策等の提案を着実に行います。

日常生活全般にわたって、介護の必要な利用者のニーズは慎重に把握し、「うるおいといきがいのあるサービスの提供」に努めます。

特に、体調に変化をきたしやすい方が多い入所施設では、言葉による意思表示が困難な方にも、活動の「動」と「静」を組み合わせ、生活にメリハリをつけるよう工夫し、常に表情や発声に気配り・目配りで内なる声をとらえるように努めます。

また、花見、忘年会、花火大会などの季節行事や日帰り旅行などの一般行事の企画と実施は、利用者の希望・意思に基づいて企画します。生活のプログラムに変化をもたらすとともに、可能な限り利用者が「自己選択・自己決定する」活動となるよう、支援に努めます。

2 職員の職場環境を改善していきます。

職員のストレスを減らすことは、利用者へのより良いサービスにつながると信じます。

そこで、毎月1回開催する産業医参加の「衛生委員会」を中心とした職場環境の改善に取り組みます。

また、「メンタルヘルスチェック」を年1回実施し、職員の心の変調の早い気づきの機会を設け、対応できる体制を整えます。

【衛生委員会で意見が出て改善した平成26年度実績】

- ① 夏季の職場環境改善のため、空調が届かない場所等に扇風機を設置した。
- ② 職員駐車場に水たまり発生したため整地した。
- ③ 腰痛対策のため腰かけて更衣ができるベンチを更衣室に設置した。
- ④ 男性トイレの開閉が悪く、戸車を入れ替えた。
- ⑤ 女性更衣室の広さを確保するため、ロッカーを移動した

2-(3) 指定管理業務に係る費用

ア 指定管理業務に係る費用について

物品の購入を計画的に行なうことはもとより、事業所間の共同利用や、積極的な省エネで水光熱費の節約を図るなど経営努力に努めます。

収入の3%以上は、法人本部と連携して将来の施設整備のため積立を行います。

また、送迎車両の修理・買い替え、物品や機器の修理・購入、施設の補修等を適切に行い、安全・安心な環境づくりに今後も引き続き努めます。

イ 収入を最大限確保する提案について

適切な請求事務等を行うため、報酬改定時には法人の各事業所の請求担当者並びに管理者が集まり勉強会を実施し、偏った解釈で請求誤りや漏れがないよう努めます。

また、法人で中期計画を策定し、具体的な計画をもって利用者増に努めます。

※次ページ 社会福祉法人北九州あゆみの会 中期（事業）計画 参照

ウ 利用料金の設定について

利用料金については、「北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例」第6条別表第4に規定する厚生労働大臣が定める基準（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」）により算定した額を徴収します。

工 市に対する収益の納付について

収益は、利用者の活動充実や費用の一部補助など利用者の還元に努めます。

ただし、各年度の収支差率が当該年度の直近に行われた厚生労働省の「障害福祉サービス等経営実務調査」の障害福祉サービス収支差率を超過した場合、超過分の1/2を限度に北九州市と協議した額を納付します。

2-(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

ア 施設の管理運営に係る収支計画の内容及び算出根拠

法人で5カ年の中期計画を策定しました。(平成27年度～31年度の5カ年)

国や自治体の動向を踏まえ、人的基盤、財政基盤の充実と確立を目指すため、近い将来の施設整備に対応するために策定されたものです。

計画をもとに収入に関しては、数値目標にも掲げているよう更なるサービスの向上による利用者増を見込み少しずつ収入を伸ばすよう計上しております。

人件費に関しては定期昇給分と福祉人材確保のため法人が取り組む正規職員登用制度の充実等を考慮し算出しました。

イ 指定管理業務の適切な再委託について

経費節減並びに専門業者のノウハウを活用し、業務の再委託を行っております。

※次ページ 再委託業務一覧 参照

2-(5) 管理運営体制など

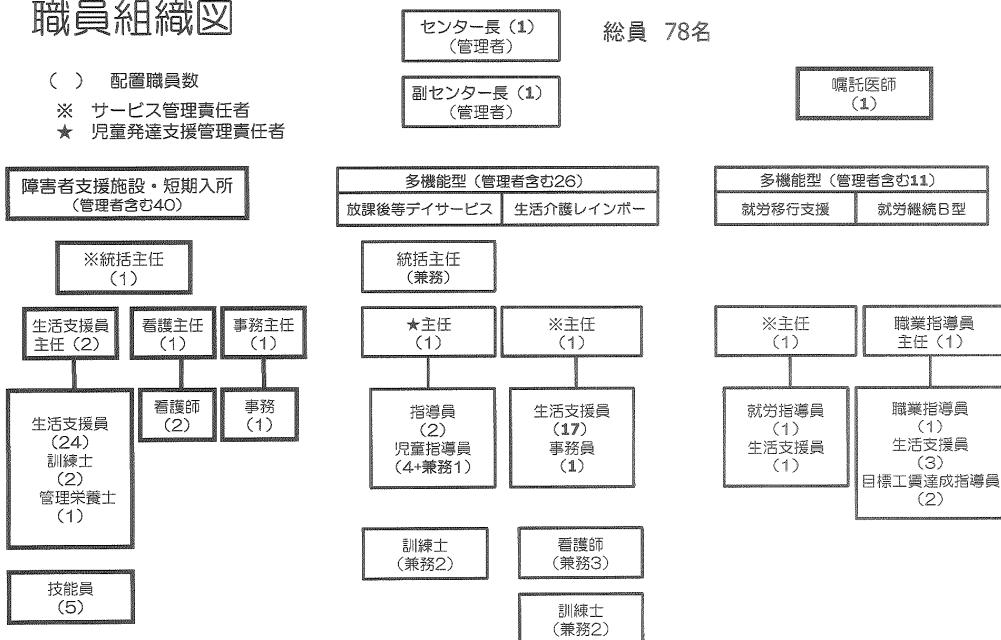
ア 施設の管理責任者、管理体制について

施設管理体制についてセンター長・副センター長を管理者とし、以下の5部門にサービス管理責任者となる統括主任及び主任を置き、管理運営に必要な専門知識や実務経験のある職員をリーダーとして各部門へバランス良く配置、管理しています。

- 1 障害者支援施設・短期入所事業
- 2 放課後等デイサービス事業
- 3 生活介護事業レインボー
- 4 就労移行支援事業
- 5 就労継続支援B型事業

職員組織図

() 配置職員数
 ※ サービス管理責任者
 ★ 児童発達支援管理責任者



イ 施設の管理運営にあたる人員の配置について

当センターは、利用者個々の障害特性に対応するため、介護福祉士、理学療法士・作業療法士等を各事業所に配置しています。

入所施設には、重度の障害に対応するため介護福祉士を多く配置し、生活介護レインボーにも看護師・理学療法士・作業療法士を兼務配置し、センター全体では管理栄養士を配置しています。

外部折衝の機会の多い就労移行・就労継続支援には、実務経験と折衝力のある職員を核となるよう配置しており、多様な障害特性に対応するため精神保健福祉士、社会福祉士等の資格を持つ職員を配置し、利用者の支援向上に努めています。

職員配置表

役 職	人 数	役 職	人 数
センター長	1	職業指導員	2（内主任 1）
副センター長	1	就労支援員	1
統括主任 サービス管理責任者	1	生活支援員	44
主任 内サービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者 3	8	目標工賃達成指導員	2
看護師・准看護師	3（内主任 1）	指導員	6
訓練士	2	技能員	5
管理栄養士	1	事務員	3（内主任 1）
		嘱託医師	1
	合 計		78

ウ 施設の管理運営にあたる人員の資格、経験について

小倉南障害者地域活動センターにおいては、利用者個々の障害特性に対応するため、介護福祉士、社会福祉士、管理栄養士、看護師、理学療法士・作業療法士を配置しています。また実務経験のある職員をリーダーとして各部門へバランス良く配置しています。

※【様式 13 人員配置計画表】参照

エ 職員の資質・能力向上を図る取り組みについて

～職員スキルの向上～

職員の専門性を向上させ、より質の高いサービスを目指すために、センター企画の研修・法人企画の研修・外部機関による研修を計画的に実施します。

1 日常業務に直結する専門的知識の研修を実施します。（センター企画研修）

日常業務に必要な専門知識を学ぶため、各種研修を企画・実施します。

活動センター内で研修委員会を組織し、下記のような研修を企画立案し実施します。

「救急法研修」「看護研修」「介護研修」「消防設備取り扱い研修」

「不審者対応研修」「ボランティアコーディネイター養成研修」など

2 法人研修委員会で各種研修を企画立案し実施します。（法人企画研修）

「人権研修」「虐待研修」「マナー研修」「中堅職員スキルアップ研修」「新人研修」

「コミュニケーション研修」「主任研修」「施設長研修」など

3 施設外研修に参加します。(外部研修)

全国身体障害者施設協議会主催の研修や北九州市や福岡県が主催する研修などにも積極的に職員を派遣し、資質向上に努めます。

「管内（管外）研修」‥北九州市障害者施設協議会

「栄養士研修」‥社会福祉職員研修所主催の研修

「施設長・リーダー研修」など‥九州障害者支援施設協議会主催の研修

※ 次頁「平成26年度研修実績一覧表」参照

才 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開について

～地域に根ざし、利用者の活動や生活の幅を広げる為に横代校区自治連合会に加盟するとともに、地域や関係団体と連携した事業の展開を目指します～

連携予定の事業等は次のとおり。

- 1 横代校区防災体験学習（横代校区市民防災会）
- 2 横代校区の行事（花見会、横代祭、どんど焼き、小中学校の諸行事、サンアクアTOTOの行事等）に利用者や職員が参加し、また、利用者による地域のごみ・缶拾いを毎月4～5回実施するなど、地域の一員を実行し、日頃から地域の方々に認識されるよう努めます。
- 3 ボランティアグループ「れんげ」「あひる」（利用者の活動や外出支援）
- 4 「百瀬ミュージック」（音楽ボランティア）
- 5 「ビューティーヘルパー」（利用者を対象とした理・美容室）
- 6 「小倉北歯科医院」（歯科治療室）
- 7 「火災避難訓練」（年2回地域住民との協働により実施）
- 8 「暴力団対応」や「不審者対策」（小倉南警察署による研修）

2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

ア 施設の利用者の個人情報を保護するための対策について

～利用者の情報を適切に管理します～

- 1 法人で作成した「情報管理規程」を基に、個人情報管理責任者、個人情報管理委員会、各事業所管理者等を選任し、組織的に個人情報保護に努めます。
- 2 職員・実習生には個人情報に関する事項を説明し、遵守するよう誓約を求めます。
- 3 パソコン等に関してパスワードの設定をするなど、安易に個人情報を閲覧できないように保護に努めます。

※ 別添資料⑩ 「社会福祉法人北九州あゆみの会個人情報保護方針」

「個人情報に関する誓約書」参照

4 防犯カメラを設置し、適切に管理・運営しています。

※次ページ 防犯カメラ運営マニュアル 参照

イ 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策などについて

～利用者の人権の尊重に努めます～

- 1 利用者に対する虐待の防止のため、法人では「虐待防止マニュアル」を作成し、虐待防止に努めています。併せて職員に対する研修の実施や、利用者及びその家族からの苦情の解決体制の整備その他虐待防止の措置を講じます。
- 2 虐待防止委員会（年3回）及びセンター運営会議にて現状確認と自己点検を行います。
- 3 身体拘束については、身体拘束に関する同意書をとり、本人や家族にも説明して同意をいただきます。
- 4 加齢や介護度の重度化により支援内容に変更が生じた際はその都度本人や家族に説明し同意をいただくとともに契約書の中に身体拘束防止を記載し、本人や家族へ説明します。
- 5 毎年年1回以上法人職員研修において実施する「人権研修」に参加します。

※ 別添資料⑪ 「虐待防止マニュアル」「身体拘束に関する同意書」 参照

ウ 利用者の選定が公平で適切に行われる配慮について

利用希望者には見学・面談・聞き取りを行い、利用者の障害支援区分や障害特性等の情報のみで判断せず、医療情報・食事情報等を総合的に検討し、利用者を公平・平等に決定するようにしています。

エ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などについて

～各種マニュアルを作成し、点検・修正していきます～

各種マニュアルを整備し、安全対策に努めています。

また、日常の各業務についても「業務マニュアル」を作成していますが、今後も改善をしながら、事故防止に役立てて行きます。

日々の介護業務のなかで事故があった場合は事故直後にミニカンファレンスを実施します。原因を分析し、今後どうして行くべきかを検討し、「事故報告書」や「緊急受診報告書」等により、具体的に職員全員に周知し、同じ事を繰り返さないように努めてまいります。事故までに至らなかった件については、「ヒヤリハット」報告により職員に周知し、事故の未然防止に努めています。

また、各事業所代表、看護師・理学療法士・作業療法士・管理栄養士・事務職の各職種代表をメンバーとする「安全対策委員会」を月1回開催し、センター全体にかかる問題を取り上げ、対応策や方針を協議します。決定事項を各事業所の全職員に周知するこ

とから、センター全体が組織的に一体化する取り組みをします。

また、事故発生時の職員の報告・連絡・相談のあり方をフローチャートでわかりやすくまとめた「事故後連絡・対応一覧表」を作成するなど、迅速かつ効率的に対応できる資料作成などにも取り組みをし、組織全体のステップアップを図ります。

別添資料⑫ 「業務マニュアル」 参照

業務マニュアルは障害者支援施設のものを例示します

別添資料⑬ 「事故報告書の様式」・「ヒヤリハット報告書の様式」

別添資料⑭ 「事故後の対応・報告一覧表」 参照

才 衛生管理及び感染症防止への対応策などについて

センター利用者の健康保持増進のため、環境の整備、清掃、消毒、点検（給水、空調、水質等）を適切に行い、衛生管理を徹底します。

また、「感染症防止マニュアル」に基づき、感染症の予防（手洗い、咳工チケット等の標準予防策の徹底や、感染症知識習得のため、職員研修の実施）や、発生時の拡大防止（速やかな情報収集や伝達、職員媒介の感染拡大を防ぐための職員のインフルエンザ予防接種の積極的な実施）に努めます。

※ 別添資料⑮ 感染症マニュアル

（感染症予防・感染症及び食中毒発生時対応マニュアル）

力 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などについて

～日常のあいさつや声かけを徹底し、各種マニュアルの整備と周知に取り組みます。～

1 防犯体制を整備する。

利用者の安全を考慮し、危機管理を徹底するため施設にて「不審者対応マニュアル」を整備しています。そのマニュアルを職員へ周知徹底し日常的に防犯の意識を高めるため、年1回小倉南警察署防犯係協力のもと、実際に不審者が入ったことを想定した「防犯実践研修」を実施します。併せて「暴力団対策」の研修を実施します。

また、センター内に防犯カメラを設置し、犯罪防止や事故防止に努めます。

※ 別添資料⑯ 「不審者侵入・緊急対応マニュアル」 参照

2 防災体制を整備します。

防火管理者を置いて、年2回の「防災訓練」や年1回の「防火設備取り扱い研修」を近隣住民の皆様の協力のもと実施して行きます。

平成25年度から地域住民参加の「横代校区地域防災訓練」に協力し、横代中学校1年生及び地域住民の方（約100名）に施設を開放し、備蓄食料の試食など施設での防災・安全講習を実施し、地域との防災連携に努めます。

また、当センターは、北九州市の要請で福祉避難所を開設し、「災害時の福祉避難所の設置運営に関する協定書」を締結しています。

センターでは「福祉避難所開設・運営マニュアル」を策定し、北九州市から福祉避難所として要請があった場合、どのような準備をして、どのように行動したらよいのか、さらに、想定外の要介護者が支援を求めた場合の行動指針も合わせて策定し職員に努めます。

保管場所を鑑み、防災マニュアルに定める、地震、風水害などの対応の周知に努め、非常用物品や非常食の備蓄を行います。

※ 別添資料⑯ 「防災マニュアル」参照

※ 別添資料⑰ 「福祉避難所開設・運営マニュアル」参照

3 職員の「交通事故〇」「飲酒運転撲滅」運動の取組み（再掲）

無事故継続を目指して、公用車鍵置き場に職員の意識を高める目的で「無事故連続〇日目」を掲示し、より慎重な運転を心かけます。

併せて、平成25年7月福岡県「飲酒運転撲滅企業」として登録し、公用車の運転前に必ずアルコール呼気チェックを行い、飲酒運転撲滅に積極的に取り組みます。

